

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社に採用され、複数の課において在庫管理や発注管理の事務を経て、C課に配属され、係長として関係事務に従事していた。

請求人によれば、平成○年後半から、上司や部下からパワーハラスメントを受け、体調不良になり、平成○年○月から同年○月にかけて、上司からひどい叱責を受け、ますます体調不良になったという。

請求人は、同年○月○日、Dメンタルクリニックに受診し「不安障害、うつ状態、不眠症」と診断された。同日、E病院に受診し「うつ状態」等と診断され、14日間の入院加療となった。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインの『F 3 3 反復性うつ病性障害』（以下「本件疾病」という。）を発病した」旨述べており、当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人及び請求代理人（以下「請求人ら」という。）は、①F課長は、請求人に対し電話でG係長が作成した見積書の件で、「何を管理しているんだ」、「管理能力がない」、「管理職失格だ」などと大声で怒鳴った、②H部長は、請求人を呼んで「お前」呼ばわりし、「お前は毎日何の仕事をしているんだ」、「G係長が作った見積書をお前が必ず確認しろ」、「俺に無駄な仕事をさせるな」などと怒鳴りつけ、「お前は坊主だ、坊主」と連呼した、③平成〇年〇月か同年〇月に、F課長、G係長と共にH部長に呼び出され、会議室で未収金の件で叱責された、「坊主だ」と言われた旨主張している。

(イ) まず、上記①の主張についてみると、請求人は、労働基準監督署（以下「監督署」という。）からの聴取において、「平成〇年〇月頃から〇月頃の間に3～4回ありました。」、「I係に異動する際、見積書に関する業務は指示されておらず、自分の担当外の業務のことで罵られることは我慢できず、耳の穴から脳みそが出るのではないかと思うほどの怒りを覚え、同時に動悸も感じ、貧血の回数も多くなり、車の運転にも支障をきたす状態になりました。」と述べている。

この点、F課長は、未収金のことで請求人を叱ったことはないとしながら、監督署からの聴取において、「確か平成〇年の夏頃だったと思いますが、私には何の報告もないまま、請求人が個人的にいろいろと顧客（工場）を回ったり、電話などでI係の仕事にミスがないかを尋ねていたらしく、そのことについてJ課の方から何かを指摘されている話が聞こえてきました。私はこのことに対して本来C課が対応すべきことなのに（請求人のとった行動は）ルートが違っており、『何故J課から情報が伝わってくるの。請求人はどの部門の人なの。誰の指示でやっているのか。』と電話で問いただしました。」と述べている。

F課長から受けた叱責については、請求人とF課長とで陳述の内容が一致せず、請求人の業務分担を承認しているF課長が請求人を大声で怒鳴ったと評価できないものの、上記のとおりF課長が請求人を問いただすようなことがあったとすることが相当であり、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該

当するものと思料する。しかし、F課長による叱責は、業務指導の範囲内と認められることから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 次に、上記②の主張について、当審査会において一件記録を確認するも、請求人の主張以外に上記②の出来事があったことを客観的に証明する資料は確認できないことから、請求人らが主張する出来事があったと認めることはできない。

(エ) 上記③の主張について、請求人は、上記聴取において、「平成○年○月○日のことですが、入社してすぐにH部長からF課長、G係長、請求人の3人が会社の会議室に呼ばれました。会議室には見積検収確認を担当しているJ課のKもいました。」「H部長はすごい剣幕で2時間以上怒鳴り続け、私は恐怖心を覚え、『何をやっても怒られる。』『なんで私がこんなに怒られなければならないのか。』と感じ、何もかも全てが嫌になりました。この出来事が自分の中では最も精神的なダメージが大きかったように思います。」と述べている。

この点、H部長は、上記聴取において、「何の件だったか日にちも定かではありませんが、I系のF課長、請求人、G係長の3人を呼んで叱ったことがありました。」と述べている。

また、F課長は、上記聴取において、「平成○年○月頃だったか時期ははっきりしませんが、売掛債権に暫く入金がなかったことがあり、私と担当であるG係長、そして請求人の3人が会社の会議室でH部長から叱られたことを覚えています。これは取引先のL会社の決裁遅れが原因だったのですが、H部長からは、『相手がいくらL会社と言えども入金に至らない理由をお客様にしっかり確認していないのは問題である。』と厳しく指導されました。」「叱られたのは午前中のことで、時間にして30分か40分程度だったと記憶しています」と述べ、さらに、Kは、監督署からの聴取において、「平成○年だったと思いますが、H部長がF課長、G係長、請求人の3人を呼び出して、会社の会議室で怒った時のことは、私もその場にいたことから覚えています。」「怒っていた理由はI系の未収金が多いということで、私はJ課で未収金の管理をしていたのでその場に呼ばれました。」「未収金の処理については、私が未収金となっている事案をI係に連絡し、I係でお客さんに支払予定日を確認し、その結果について私

に連絡をもらう流れになっていましたが、確認の取れていないものが多くありました。」「その時のH部長は私が今までに見たことがないくらい怒っており、『坊主』という言葉を使っていたと思いますが、請求人だけに対して言っていたのではないと記憶しています。」と述べている。

当審査会としても、請求人が主張する③の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当するものと思料するが、本件一件記録をみると、厳しく叱責されたものと推定できるものの、業務指導の範囲内であり、叱責の原因は請求人の本来業務によるものではなく、I係管理職全員が呼ばれ同席している状況が認められることから、未収金の管理の不適切を原因としてI係全体を指導する趣旨で発言したものと解され、請求人個人に対する強い指導・叱責とは認められず、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

請求人は、請求人の所管ではない未収金についてF課長やH部長から叱責されることが理不尽であり、精神的ダメージが大きかったこと、その際「坊主」という言葉が出たことに強い不快感を感じたことを主張するが、心理的負荷の強度は、精神障害を発病した労働者がその出来事とその後の状況を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価するものであることを付言する。

また、請求代理人は、請求人はI係在籍時には、午前8時30分に始業し、午後5時25分から残業したと述べているが、監督署長が認定した労働時間は、請求人も平成○年○月○日から同年○月○日まで責任者承認印を押している勤務表によったものと認められ、請求人の時間外労働時間は、監督署長作成の労働時間集計表のとおりであると判断する。

- (4) 請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が2つ認められるものの、その全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。